(11)　昭和51年（1976年）12月9日（木曜日）　上毛新聞　（第3種郵便物認可）

国際免許証に初の行政処分 県警

違反重ねても罰金どまり

法の盲点に断

国内で運転禁止

タイで取得の貿易商

県公安委員会は11日、国際免許証を使って運転していた埼玉県内在住の貿易商（30）＝前橋市内＝に対し、国際免許証の効力（取り消し）にプラス、国際免許証発行の条約国である日本の免許でない人の運転を禁止する行政処分を行った。国際免許証の効力について行政処分が行われるのは全国で初めてのケースで、県警では「国際免許証の悪用を防ぐ意味でも厳しい処分にしていく」としている。

県公安委員会は11日、国際免許証を使って運転していた貿易商に対し、1年間の運転禁止処分を行った。国際免許証の効力について行政処分が行われるのは全国で初めてのケースで、県警では「国際免許証の悪用を防ぐ意味でも厳しい処分にしていく」としている。

禁止処分となったのは前橋市内、貿易業者（A氏）。県警察部の調べによると、A氏は九月一日、前橋市内で指定速度毎時四十キロのところを毎時六十キロで運転していたため、スピード違反で検挙された。A氏は、この時、行政処分がないことから違反の重さに比べ罰金額が安すぎるとして、国際免許証の効力について行政処分を行うよう要請していた。

二十八歳になるA氏は、ここ数年、貿易業者の間で国際免許証を使って運転すれば、日本の免許証がなくても運転できるとの噂が広まっていたため、県警では、国際免許証の効力について行政処分を行うよう要請していた。

国際運転免許証の有効期間は一年間となっているが、A氏は有効期間が切れるとタイ国で新しい国際免許証を取得していた。

A氏は、この国際免許証を使って、昭和五十年九月二日に日本を出国、タイ国で運転していたもの。

A氏は